

第 1 1 章 教育職員免許の概要

1 目的

教育職員免許法の目的は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることである。

免許法第 1 条

2 教育職員の定義

「教育職員」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「学校」という。）並びに幼保連携型認定こども園の主幹教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。

免許法第 2 条第 1 項

3 教員と免許状

- (1) 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない（幼保連携型認定こども園の教員の免許については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる）。
- (2) 講師については、各相当学校の教員の相当免許状を有する者を充てるものとする。
- (3) 特別支援学校の教員は、(1)にかかわらず、当該学校の教員の免許状のほか、担任する各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない（養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く）。

免許法第 3 条

《例外規定》

ア 免許外教科担任許可

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教員を採用できないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭の申請により、1年以内の期間に限り、免許外教科教授担任許可を受けることができ、当該教諭は、許可を受けた学校において許可を受けた教科を担当することができる（特例措置であるため、許可を受ける教諭は自己が所有している免許状の免許教科を教授していることが前提である）。

免許法附則第 2 項

イ 免許状を有しない非常勤講師（特別非常勤講師）

小学校、中学校又は高等学校の教科のそれぞれの領域の一部にかかる事項（例えば、家庭の領域の一部としての調理、英語の領域の一部としての英会話など）の教授又は実習、更に、教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の道徳の一部、総合的な学習の時間の一部及びクラブ活動）の教授又は実習について特に必要があると認めるときは、都道府県教育委員会にあらかじめ届け出ることにより、各相当学校の相当免許状を有しない者を非常勤講師として採用できる。

免許法第 3 条の 2

- ウ 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間 3 の (1) から (3) までの規定にかかわらず、特別支援学校の担任する各部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

免許法附則第 1 5 項

また、特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、小学校、中学校、高等学

免許法第 1 7 条の 3

校又は幼稚園のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、3の(1)から(3)までの規定にかかわらず、特別支援学校において、自立教科等以外の教科の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

エ 養護教諭の免許状を有し3年以上の勤務経験がある者で、現に養護教諭として勤務している者は、その勤務する学校において保健の教科の領域に係る事項を担当する教諭又は講師となることができる。

オ 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、3の(1)から(3)までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科及び総合的な学習の時間の教授又は実習を担当する小学校（特別支援学校の小学部）の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

カ 工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又は免許法第16条の4第1項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれの免許状に係る教科に相当する教科及び総合的な学習の時間の教授又は実習を担当する中学校若しくは中等教育学校の前期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師又は特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

免許法附則第14項

免許法第16条の5第1項

免許法第16条の5第2項

4 免許状の種類

(1) 普通免許状

区 分	平成元年3月31日以前	平成元年4月1日以降
幼稚園教諭	—	専修免許状
小学校教諭	1級普通免許状	1種免許状
中学校教諭	2級普通免許状	2種免許状
特別支援学校教諭		
養護教諭		
栄養教諭		
高等学校教諭	1級普通免許状	専修免許状
	2級普通免許状	1種免許状

免許法第4条

○ 中学校教員の教科

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語、宗教

○ 高等学校教員の教科

国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、

保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語、宗教

○ 特別支援学校の特別支援教育領域

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む）

(2) 特別免許状

学校（幼稚園を除く）の種類ごとの教諭の免許状である。養護教諭、栄養教諭の特別免許状は設けられていない。

(3) 臨時免許状

学校の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状である。

5 免許状の授与及び交付

(1) 普通免許状

普通免許状は、大学等で基礎資格と所要単位を修得した者、所要資格を満たす者で授与権者の行う教育職員検定に合格した者又はその他特別な資格を有する者に授与又は交付する。

ア 大学等による教員養成

所定の基礎資格を有し、文部科学大臣の認定を受けている大学等の課程において所定の単位を修得した者に授与する。

イ 教育職員検定

上級免許状の取得、他教科の免許状の取得の場合など、授与権者の行う人物、学力、実務及び身体についての教育職員検定に合格した者に授与する。

ウ 普通免許状授与の特例

文部科学大臣等の行う教員資格認定試験に合格した者は当該免許状の授与を受けることができる。

エ 新教育領域の追加

特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援領域に関する特別支援教育科目の修得又は教育職員検定に合格した場合、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

(2) 特別免許状

特別免許状は、任命権者等の推薦に基づき、あらかじめ学識経験者等の意見を聴いたうえで行う教育職員検定合格の決定を受けた者に授与する。

(3) 臨時免許状

ア 臨時免許状の授与

臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、欠格事由に該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。

イ 新教育領域の追加

特別支援学校の教員の臨時免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援領域に関する教育職員検定に合格した場合、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

免許法第5条

免許法第6条

免許法別表第1、2、2の2

免許法別表第3、4、5、6、6の2、7、8

免許法第16条

免許法第5条の2第3項

免許法第5条第2項

免許法第5条第5項

免許法第5条の2第3項

6 免許状と欠格事由

免許状は次のいずれかに該当する者には、授与しない。

ア 18歳未満の者

イ 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者（*）を除く。

（*）通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び学校教育法90条の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者など

ウ 禁錮以上の刑に処せられた者

エ 懲戒免職の処分を受け、当該失効の日から3年を経過しない者

オ 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

カ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（参考）校長・教員の欠格事由

次の各号の一に該当する者は、校長または教員になることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 懲戒免職の処分を受け、当該失効の日から3年を経過しない者

三 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 教育職員の1種免許状取得努力義務

教員職員でその有する相当免許状が2種免許状であるものは、相当の1種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

8 免許状の効力、失効及び取上げ

(1) 免許状の効力

ア 普通免許状 すべての都道府県において、効力を有する。

イ 特別免許状 その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

ウ 臨時免許状 授与を受けた都道府県内において、授与を受けてから3年間効力を有する。

(2) 免許状の失効

免許状を有する者が、次のいずれかに該当するときは、免許状は、その効力を失う。

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき

エ 公立学校の教員であって、勤務実績が良くない場合又はその他その職に必要な適格性を欠く場合に該当するとして分限免職処分を受けたとき

(3) 免許状の取上げ

免許法第5条第1項

免許法施行規則第66条

学校教育法第9条

免許法第9条の2

免許法第9条

免許法第10条

免許法第11条

免許状を有する者が、次のいずれかに該当するときは、免許管理者はその免許状を取り上げなければならない。

- ア 国立又は私立学校の教員が公立学校の教員の場合における、懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認めるとき
- イ 免許状を有する者が、法令の規定に故意に違反し、又は教員にふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められたとき
- ウ 国立又は私立学校の教員であつて、勤務実績が良くない場合又はその他その職に必要な適格性を欠く場合に該当するとして分限免職処分を受けたとき
- エ 条件附採用期間中の職員、臨時的に任用された職員に該当する公立学校の教員であつて、勤務実績が良くない場合又はその他その職に必要な適格性を欠く場合に該当するとして分限免職処分を受けたとき

9 罰 則

(1) 次に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を課せられる。

免許法第21条

ア 免許法の規定に違反して、免許状の授与若しくは特別支援教育の領域の定め、又は教育職員検定を行った者

イ 偽りその他不正の手段により、免許状の授与若しくは特別支援教育の領域の定め、又は教育職員検定を行った者

ウ 免許状の授与若しくは特別支援教育の領域の定め、又は教育職員検定を受ける場合に、大学等又は所轄庁の虚偽の証明書を発行した者

(2) 次に該当する者は、30万円以下の罰金を課せられる。

免許法第22条

相当免許状を有しないにもかかわらず、これを教育職員に任命し、若しくは雇用し、又は教育職員となった者

(3) 次に該当する者は、10万円以下の過料を課せられる。

免許法第23条

ア 特別非常勤講師の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

イ 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき（免許状の取上において準用する場合を含む。）の規定に違反して免許状を返納しなかつた者

(参考)

教育職員免許法第6条別表第3、別表第5、別表第6、
別表第6の2、別表第7、別表第8における在職年数の通算方法

1 在職年数の通算できない期間

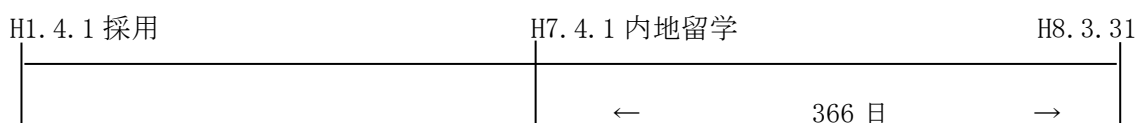
ア 休職の期間

イ 90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業

2 内地留学・総合教育センター研修員等の長期研修の期間

1回につきそれぞれ良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする在職年数に通算。

例：平成元年4月1日に正規職員として採用され、平成7年4月1日から翌年3月31日まで
上越教育大学大学院に内地留学した場合



内地留学の期間にかかわらず、内地留学の全期間が良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする在職年数に通算される。

3 校長・副校長・教頭・教育長・主幹教諭・指導教諭・指導主事・社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合は、免許法16条の5で第一項の規定による小学校若しくは特別支援学校の小学部の教諭若しくは講師の職である期間

それぞれ良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする在職年数に通算。（免許法施行規則第68条）

4 学校以外の教育施設において教育に従事した期間(少年院、在外日本人学校、外国の教育施設又はこれに準ずるもの)

それぞれ良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする在職年数に通算。（免許法施行規則第67条）

5 体育主事・管理主事・研修主事等の行政職としての期間

それぞれ良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする在職年数に通算しない。

6 教職員組合に専従した期間

良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする在職年数に通算しない。

7 互助組合等の団体への出向期間

良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする在職年数に通算しない。

注：実務証明責任者

- 1 大学附置の国立又は公立の学校の教員の場合 → その大学の学長

例「〇〇大学教育学部附属中学校の教員」の場合 → 〇〇大学長

2 大学附置の学校以外の公立学校の教員の場合 → その学校を所管する教育委員会

例「甲府市立の小学校の教員」の場合 → 甲府市教育委員会

3 県立学校の教員の場合 → 県立学校長

4 私立学校の教員の場合 → その私立学校を設置する学校法人の理事長

(参考)

教育職員免許法別表第3による小学校教諭1種免許状取得のための単位修得方法

山梨県教育委員会

1 小学校教諭2種免許状を所有している現職教員が小学校における在職年数を活かして小学校教諭1種免許状を取得しようとする場合の必要単位数は次のとおりである。

(1) 短大卒業者の場合

満在職年数	最低修得単位数	満在職年数	最低修得単位数
5年	45	9年	25
6年	40	10年	20
7年	35	11年	15
8年	30	12年以上	10

(2) 大学に3年以上在学し、93単位以上修得した場合

満在職年数	最低修得単位数	満在職年数	最低修得単位数
3年	25	5年	15
4年	20	6年以上	10

2 最低修得単位数が10単位である場合の具体的履修方法

教科に関する専門的事項に関する科目	計	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	計	大学が独自に設定する科目	計	合計
国語等10教科のうち1教科について 1単位	1	上記に属する科目のうち、2科目以上について 7単位	7	大学が独自に設定する科目について 2単位	2	10

(参考)

教育職員免許法別表第6による養護教諭1種免許状取得
のための単位修得方法

山梨県教育委員会

1 養護教諭2種免許状を所有している現職養護教諭が学校における在職年数を活かして養護教諭1種免許状を取得しようとする場合の必要単位数は次のとおりである。

(1) 短大卒業者又は養護教諭養成機関（1種を取得できる機関を除く）の場合

満在職年数	最低修得単位数
3年	20
4年	15
5年以上	10

(2) 大学に3年以上在学し、93単位以上修得した場合又は保健師免許を受けている者で養護教諭2種免許状を有する場合

満在職年数	最低修得単位数
1年以上	10

2 最低修得単位数が10単位である場合の具体的履修方法

養護に関する科目	計	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	計	大学が独自に設定する科目	計	合計
<ul style="list-style-type: none"> ・衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。） ・学校保健 ・養護概説 ・健康相談活動の理論・健康相談活動の方法 ・栄養学（食品学を含む。） ・解剖学・生理学 ・「微生物学、免疫学、薬理概論」 ・精神保健 ・看護学（臨床実習及び緊急処置を含む。） <p>上記のうち2科目以上について 5単位</p>	5	1科目以上について 4単位	4	大学が独自に設定する科目について 1単位	1	10

(参考)

教育職員免許法別表第7による特別支援学校教諭1種・2種免許状取得 及び新教育領域追加の定めのための単位修得方法

山梨県教育委員会

I 免許法別表第7による特別支援学校教諭1種・2種免許状の取得方法

1 取得方法

特別支援学校教諭2種免許状又は盲・聾・養護学校教諭2種免許状を所有している現職教員が、各特別支援学校における在職年数を活かして各相当の1種免許状を取得しようとする場合及び小・中・高等学校の普通免許状を所有する現職教員が小・中・高等学校及び各特別支援学校における在職年数を活かして2種免許状を取得しようとする場合の必要単位は次のとおりである。

(1) 最低在職年数

満在職年数	最低修得単位数
3年以上	6

注：在職年数に含まれるもの（いずれも基礎となる免許状取得後の期間）

2種免許状取得の場合：幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・幼保連携型認定子ども園及び特別支援学校（盲・聾・養護学校も含む）の教員の期間

1種免許状取得の場合：1種免許状を受けようとする免許状に定められる特別支援教育領域を担当する教員（盲・聾・養護学校も含む）の期間（小・中・高の特別支援学級の期間は含まない）

※複数の領域を定めた免許状を上申する場合、必要となる在職年数は、当該免許状に定められる領域のうちいずれか1つ以上に係るもので足りる。

(2) 特別支援教育に関する科目の最低修得単位数内訳表

科目	受けようとする免許状の種類	一種	二種
	最低修得単位数	6	6
第1欄 (※1)	特別支援教育の基礎理論に関する科目	0又は1	1
第2欄 (※2) (※3)	特別支援教育領域に関する科目	4又は3	3
	視覚障害者に関する教育の領域		
	聴覚障害者に関する教育の領域		
	知的障害者に関する教育の領域		
	肢体不自由者に関する教育の領域		
病弱者に関する教育の領域			

第3欄 (※4)	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	2	2
-------------	-----------------------------------	---	---

※1 ただし、2種から1種に上進する場合において、第1欄1単位を取得していない場合は第2欄から4単位以上修得する必要がある。

※2 視覚、聴覚の場合、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」をそれぞれ1単位以上取得することが必要。

※3 知的、肢体不自由者、病弱者の場合、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の内容を含み1単位以上取得することが必要。

※4 授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域について、取得すること（「含む領域」可）。

また、上記領域以外に、「重複・LD等領域」が「中心となる領域」となっている科目を修得すること。

2 留意点

①本方法により免許状授与が可能な例

それぞれ必要単位数と在職年数を満たすことを前提とする。

保有する免許状	授与できる免許状
幼稚園、小・中・高等学校のいずれかの普通免許状のみ	特別支援学校教諭2種免許状（全ての領域）を授与
幼稚園、小・中・高等学校のいずれかの普通免許状及び特別支援学校教諭1種免許状（聴覚障害者）	特別支援学校教諭2種免許状（視覚障害者）を授与
特別支援学校教諭2種免許状（視覚障害者）	特別支援学校教諭1種免許状（視覚障害者）へ上進
盲学校教諭2種免許状	特別支援学校教諭1種免許状（視覚障害者）へ上進
特別支援学校教諭2種免許状（聴覚障害者、知的障害者）	特別支援学校教諭1種免許状（聴覚障害者）へ1領域のみ上進。
幼稚園、小・中・高等学校のいずれかの普通免許状及び聾学校教諭1種免許状	特別支援学校教諭2種免許状（視覚障害者）を取得
養護学校教諭2種免許状と聾学校教諭2種免許状	特別支援学校教諭1種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者、聴覚障害者）へ上進

②次の条件にあたる者は、本方法により免許状の授与を受けることはできない。

この場合、下記Ⅱを参照のうえ、「新教育領域追加の定め」で対応してください。

○特別支援学校教諭の免許状を有する者に対し、当該免許状に定められている領域とは別の領域を定めた同一の種類（２種、１種）の特別支援教諭免許状の授与はできない。

○盲・聾・養護学校の各免許状を有する者は、平成１９年４月１日で特別支援学校教諭免許状を授与されたとみなされているため、これらの免許状に新教育領域を追加する場合も、新たに特別支援学校教諭免許状の授与を行うのではなく、領域の追加として取り扱う。

(例)

所持する免許状	授与できない免許状（「新教育領域追加の定め」で対応）
特別支援学校教諭２種免許状 （視覚障害者）	特別支援学校教諭２種免許状（聴覚障害者、知的障害者、 肢体不自由者、病弱者）
盲学校教諭１種免許状	特別支援学校教諭１種免許状（聴覚障害者、知的障害者、 肢体不自由者、病弱者）

③平成１８年度までに認定講習で修得した単位は、別紙「特別支援学校教員免許状に関する新法単位読替について」を参照にし、新単位に読み替えることができる。

Ⅱ 免許法第５条の２第３項による新教育領域追加の定めの方法

１ 取得方法

特別支援学校教諭１種又は２種免許状及び盲・聾・養護学校教諭１種又は２種免許状を所有している現職教員が、特別支援学校等における在職年数を活かして、特別支援学教諭１種・２種免許状に新たな特別支援教育領域を追加する場合の必要単位は次のとおりである。

(１) 最低在職年数

満在職年数	１年以上
-------	------

注：在職年数に含まれるもの

○２種免許状に新教育領域を追加する場合

幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・幼保連携型認定子ども園及び特別支援学校（盲・聾・養護学校も含む）の教員の期間

○１種免許状に新教育領域を追加する場合

特別支援学校（盲・聾・養護学校も含む）の教員として当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担任する期間

(2) 最低取得単位数

科目	特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目	領域	最低修得単位数			
				一種		二種	
第2欄	特別支援教育領域に関する科目 (※1) (※2)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚・聴覚	1以上	4以上	1以上	2以上
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上		1以上	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的・肢体・病弱	1以上	2以上	両方を含んで1以上	1以上
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上			

※1 視覚、聴覚の場合、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」をそれぞれ1単位以上取得することが必要。

※2 知的、肢体不自由者、病弱者の場合、二種免許状は「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の内容を含み1単位以上、一種免許状は「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」をそれぞれ1単位以上取得することが必要。

○1種免許状に新教育領域の追加を行う場合、次のケースの場合は、必要単位数は、上記表の半数で足りる。

- ・当該領域を定めた2種免許状（盲・聾・養護学校を含む）を所持している場合
- ・当該領域を定めた2種免許状に係る所要資格を得ている場合
- ・2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合

○1種免許状に新教育領域の追加を行う場合、次のケースで修得済みの単位を含めることができる。

ただし、2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とする。

- ・当該新教育領域を定めた2種免許状の授与を受けるために修得した単位
- ・2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位

○盲・聾・養護学校教諭を所持する方は、平成19年4月1日に特別支援学校教諭免許状を授与されたものとみなされているため、これらの免許状を所持する者が新教育領域を追加する場合、上記の第2欄に掲げる科目のみ修得で足りる（第3欄に掲げる科目の単位の取得不要）。

○平成18年度までに認定講習で修得した単位は、別紙「特別支援学校教員免許状に関する新法単位読替について」を参照にし、新単位の読み替えること。

○新教育領域の追加のために必要な上記第2欄の単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の際に修得した単位（新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもって、第3欄として使用した単位を第2欄に替えることができる。この場合において、第3欄の単位数が不足する場合は、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

(例) 特別支援学校教諭2種免許状(知・肢・病)に視の領域を追加する場合

第1欄	1単位		第1欄	1単位	
第2欄	3単位	1単位(知)	第2欄	5単位	1単位(知)
		1単位(肢)			1単位(肢)
		1単位(病)			1単位(病)
1単位(視)	1単位 + 1単位 (視)				
第3欄	2単位	1単位(重複)	第3欄	2単位	1単位(重複)
		1単位(重複)			1単位(重複)

注) は新たに取得した単位

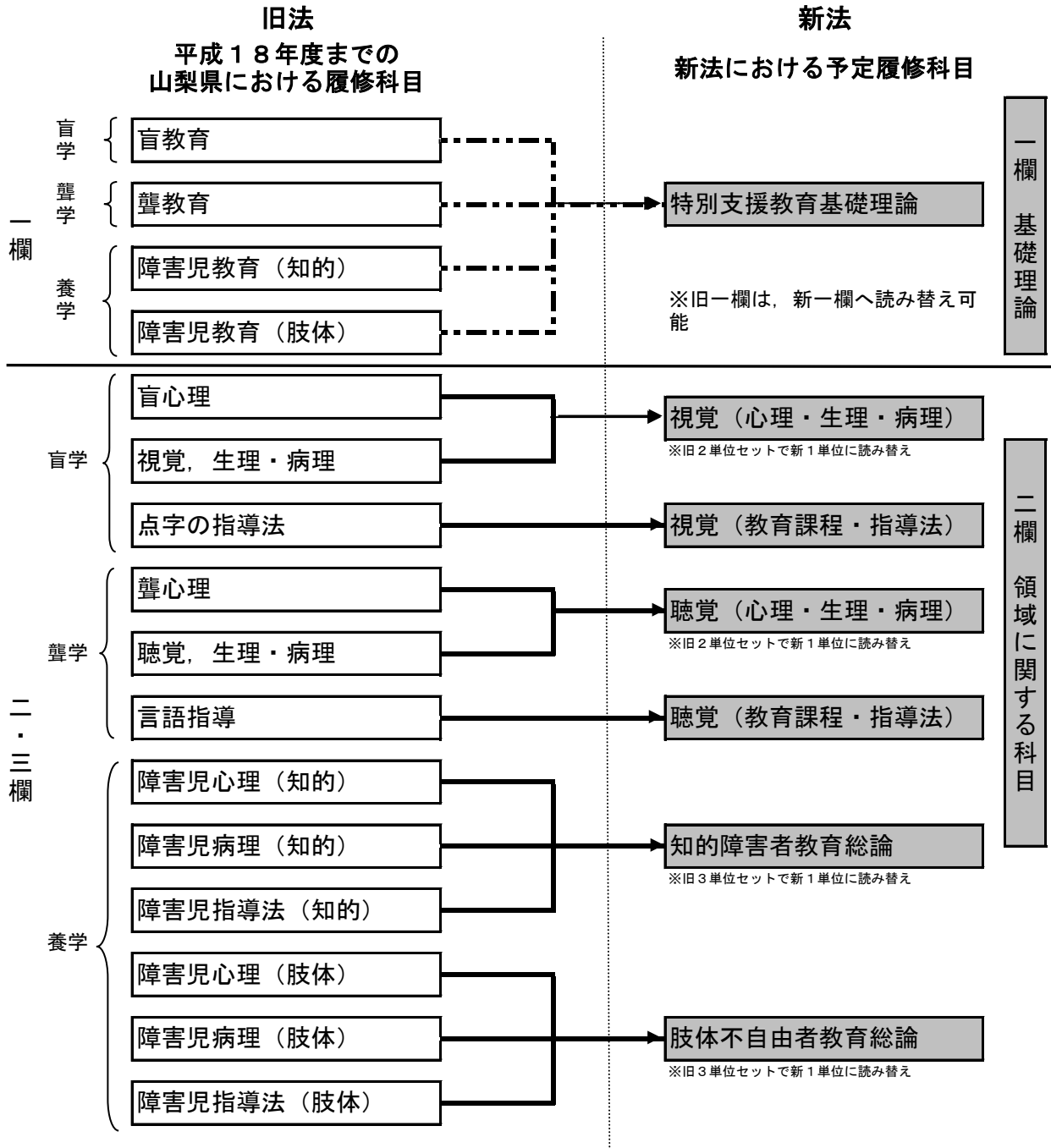
2 留意点

「新教育領域の追加の定め」の申請先は、所有する特別支援学校教諭免許状(盲・聾・養護学校教諭免許状を含む。)を授与された都道府県教育委員会となります。

(例) 特別支援学校教諭2種免許状(視覚障害者)をA県から授与されており、この免許状に聴覚障害者領域を追加する場合、申請先は、A県教育委員会となる。

(参考)

特別支援学校教員免許状に関する新法単位読替について



※基本的に旧二・三欄は、新二欄へ読み替え可能であるが、次の点に留意。盲学・聾学の感覚障害の場合、旧心理・生理・病理（2単位セット）で新心理・生理・病理（新1単位）に読み替え。指導法は、そのまま新1単位に読み替えが可能。知肢については、旧心理・病理・指導法（3単位セット）で新1単位に読み替えることが可能。

(参考)

教育職員免許法附則第17項による栄養教諭1種・2種免許状取得のための単位修得方法

山梨県教育委員会

1 概要

学校給食栄養管理者その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員（栄養教諭以外の者に限る）が栄養教諭免許状を取得する場合、教育職員検定に合格すると、栄養教諭の免許状の授与を受けることができる。

(1) 基礎資格及び在職年数

基礎資格	
一種免許状	ア 栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること 又は イ 同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること
二種免許状	ウ 栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること

基礎資格	ア又はイ	ウ
基礎資格を取得後、学校栄養職員等として良好な成績で勤務した在職年数	3 (※)	3 (※)

※この法律の規定により、教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者の在職年数は3年に満たない期間(1年未満を含む)でも当該要件を満たすものとする。

○在職年数について

在職年数は、基礎免許状を取得後、学校給食栄養管理者(学校給食法第7条に規定する職員)その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として良好な成績で勤務した年数とする。

(2)最低修得単位数

基礎資格		ア又はイ	ウ
基礎資格を取得後、大学等において修得することを要する最低単位数		10 (2)	8 (2)
科目		最低修得単位数の内訳	
栄養に係る教育に関する科目		2 (2)	2 (2)
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数の内訳	
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	1
	栄養教育実習	1	1
		8 (0)	6 (0)

※1 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。

※2 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「栄養教育実習」の単位はそれぞれ1単位以上を修得する。

※3 栄養教育実習の単位は、特別非常勤講師として1年以上栄養の指導に関し勤務した場合は、勤務年数1年につき、1単位の割合で、他の「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（栄養教育実習を除く）の単位をもって、替えることが可能。

※4 免許法附則第17項備考第2号の適用者の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目について2単位以上を修得するものとする。()内の数字はこの法律の規定により、教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者が修得する単位数となる。

2 留意点

申請時に学校栄養職員等の職である者のみに適用される。

(参考)

教育職員免許状申請書記入方法

1 教育職員免許状授与等（検定）願

- ・手数料として、免許状1部につき3,300円分の山梨県収入証紙を貼付してください（山梨県収入証紙は、山梨中央銀行本店・支店で購入可能です。）。
- ・本籍地は、都道府県のみ記入してください（2、4も同様）。
- ・氏名は、戸籍上の氏名の字体と一致させてください。
- ・免許状の種類は、教育職員免許法に定める名称及び中学校・高等学校の免許種を申請する場合は教科を記入してください（※1）。

2 履歴書（各欄に書き切れない場合は2枚目を用意し、記入してください。）

- ・学歴は、小学校の入学時から記入し、中学校、高等学校、大学等、順次記入してください。なお、単位の修得のみを目的として在学した大学の通信教育部についても記入してください。
- ・資格欄には取得した教員免許状及び申請にあたり取得していることが必要な免許状（保健師免許状、栄養士免許状等）を記入してください。
- ・職歴は、申請時点までの勤務について記入してください。また、学校以外の勤務についても記入してください。

3 宣誓書

- ・3号は、禁錮以上の刑に処せられた者。
- ・4号は、免許状が失効し、当該失効の日から3年を経過しない者。
- ・5号は、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者。
- ・6号は、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。

※現職教員は、提出省略可。

※4号及び5号での「3年を経過」とは懲戒免職等により免許状を失効または取上げをされた人のことを指します。

4 実務に関する証明書（教育実習の単位を実務経験により単位の振替を行った者のみ提出）

- ・記入は学校長が行ってください。
- ・所轄庁の証明者は、以下のとおりとします。
大学附置の国立学校又は公立学校の教員にあってはその大学の学長
大学附置の学校以外の小・中学校・幼稚園の教員にあってはその学校を所轄する教育委員会
県立学校の教員にあっては学校長
私立学校にあってはその私立学校を設置する学校法人の理事長

5 添付書類（①～③については、半年以内の日付のものに限ります。）

① 戸籍抄本

※現職教員は、提出省略できます。ただし、以下の添付書類に記載されている姓名及び本籍地が現在と異なる場合は、提出してください。

② 基礎資格の証明書（卒業証明書等）

③ 学力に関する証明書（免許状申請に必要な単位修得証明書）

④ 普通免許状又は特別免許状を取得している時は、その写し若しくは授与証明書の原本。

- ⑤ 介護等体験が必要な者は、介護等体験に関する証明書
(小学校又は中学校の免許状を初めて申請する場合)
- ⑥ 保健師の免許状を有する者が養護教諭2種免許状を申請する場合はその写し。
(管理栄養士・栄養士の免許状を有する者が栄養教諭1種・2種免許状を申請する場合はその免許状の写し。)

6 返信用封筒

角形2号のものに郵便番号、住所、氏名(～様)を記入し、120円切手を貼付してください(3種類以上免許状を申請する場合は、140円切手を貼付してください。)

7 書類の提出・申請受付時期について

○提出先

〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1
山梨県教育庁義務教育課 免許助成担当

申請書類は本人の持参又は郵送により提出してください。

原則として山梨県に住んでいる方のみ、申請を受け付けます。特段の事情がある場合、事前にご相談ください(問い合わせ先:055-223-1755)。

内容について確認する場合があるため、連絡のとれる電話番号を申請書の下部余白に、必ず記入してください。

○申請受付時期

受付時期は原則、4月～12月とします。

毎年1月～3月は、各大学の一括申請対応期間のため、受付は行っていませんが、新年度から山梨県内の各学校で正規教員や期間採用教員、講師として勤務することが決まっており、免許状を有する必要がある方については、免許助成担当に事前に相談した上で提出してください。

※1 教育職員免許法に定める免許状の名称

- ・幼稚園教諭専修免許状、幼稚園教諭1種免許状、幼稚園教諭2種免許状
- ・小学校教諭専修免許状、小学校教諭1種免許状、小学校教諭2種免許状
- ・中学校教諭専修免許状、中学校教諭1種免許状、中学校教諭2種免許状
- ・高等学校教諭専修免許状、高等学校教諭1種免許状
- ・養護教諭専修免許状、養護教諭1種免許状、養護教諭2種免許状
- ・栄養教諭専修免許状、栄養教諭1種免許状、栄養教諭2種免許状
- ・特別支援学校教諭専修免許状、特別支援学校教諭1種免許状、特別支援学校教諭2種免許状

※特別支援学校教諭免許状を申請する場合は該当する領域についても記載してください。

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者

(参考)

教育職員免許状申請書（単位の修得のみで特別支援学校教諭免許状に 新教育領域の追加の定めを行う場合）記入方法

山梨県教育委員会で授与された特別支援学校教諭免許状（盲・聾・養護学校教諭免許状を含む。）に単位の修得のみで新教育領域の追加の定めを行う場合の記入方法です。

1 教育職員免許状授与等（検定）願

- ・手数料として、免許状1部につき3,300円分の山梨県収入証紙を貼付してください
（山梨県収入証紙は、山梨中央銀行本店・支店で購入可能です。県外在住者等で山梨県収入証紙が購入できない場合は現金（現金書留による）、普通為替証書又は及び定額小為替証書を添付してください。為替の受取人欄等は記入しないでください。）。
- ・本籍地は、都道府県のみ記入してください（2も同様）。
- ・氏名は、戸籍上の氏名の字体と一致させてください。
- ・特別支援学校教諭免許状の領域は、追加で定める領域を記載してください。

2 履歴書（各欄に書き切れない場合は2枚目を用意し、記入してください。）

- ・学歴は、小学校の入学時から記入し、中学校、高等学校、大学等、順次記入してください。
なお、単位の修得のみを目的として在学した大学の通信教育部についても記入してください。
- ・資格欄には取得した教員免許状を記入してください。
- ・職歴は、申請時点までの勤務について記入してください。また、学校以外の勤務についても記入してください。

3 宣誓書

- ・3号は、禁錮以上の刑に処せられた者。
 - ・4号は、免許状が失効し、当該失効の日から3年を経過しない者。
 - ・5号は、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者。
 - ・6号は、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。
- ※現職教員は、提出省略可。
※4号及び5号での「3年を経過」とは懲戒免職等により免許状を失効または取上げをされた人のことを指します。

4 添付書類（①～②については、半年以内の日付のものに限ります。）

① 戸籍抄本

※現職教員は、提出省略できます。ただし、以下の添付書類に記載されている姓名及び本籍地が現在と異なる場合は、提出してください。

② 学力に関する証明書（免許状申請に必要な単位修得証明書）

③ 所有する特別支援学校教諭免許状（盲・聾・養護学校教諭免許状を含む）の原本

5 返信用封筒

角形2号のものに郵便番号、住所、氏名（～様）を記入し、120円切手を貼付してください（3種類以上免許状を申請する場合は、140円切手を貼付してください。）。

6 書類の提出・申請受付時期について

○提出先

〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1

山梨県教育庁義務教育課 免許助成担当

申請書類は本人の持参又は郵送により提出してください。

内容について確認する場合があるため、連絡のとれる電話番号を申請書の下部余白に、必ず記入してください。

○申請受付時期

受付時期は原則、4月～12月とします。

毎年1月～3月は、各大学の一括申請対応期間のため、受付は行っていませんが、新年度から山梨県内の各学校で正規教員や期間採用教員、講師として勤務することが決まっており、免許状を有する必要がある方については、免許助成担当に事前に相談した上で提出してください。

(参考)

検定による教育職員免許状申請書記入方法

1 教育職員免許状授与等（検定）願

- ・手数料として、免許状1部につき5,000円分の山梨県収入証紙を貼付してください（山梨県収入証紙は、山梨中央銀行本店・支店で購入可能です。）。
- ・本籍地は、都道府県のみ記入してください（2、4～7も同様）。
- ・氏名は、戸籍上の氏名の字体と一致させてください。
- ・免許状の種類は、教育職員免許法に定める名称及び中学校・高等学校の免許種を申請する場合は教科を記入してください（※1）。
- ・根拠法令は、教育職員免許法第6条と記入してください。

2 履歴書（各欄に書き切れない場合は2枚目を用意し、記入してください。）

- ・学歴は、小学校の入学時から記入し、中学校、高等学校、大学等、順次記入してください。なお、単位の修得のみを目的として在学した大学の通信教育部についても記入してください。
- ・資格欄には取得した教員免許状及び申請にあたり取得していることが必要な免許状（保健師免許状、栄養士免許状等）を記入してください。
- ・職歴は、申請時点までの勤務について記入してください。また、学校以外の勤務についても記入してください。

3 宣誓書

- ・3号は、禁錮以上の刑に処せられた者。
 - ・4号は、免許状が失効し、当該失効の日から3年を経過しない者。
 - ・5号は、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者。
 - ・6号は、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。
- ※現職教員は、提出省略可。
※4号及び5号での「3年を経過」とは懲戒免職等により免許状を失効または取上げをされた人のことを指します。

4 人物に関する証明書

- ・記入は学校長が行ってください（実務、教科に関する証明書についても同様。）。
- ・所轄庁の証明者は、以下のとおりとします（実務、教科に関する証明書についても同様。）。
大学附置の国立学校又は公立学校の教員にあってはその大学の学長
大学附置の学校以外の小・中学校・幼稚園の教員にあってはその学校を所轄する教育委員会
県立学校の教員にあっては学校長
私立学校にあってはその私立学校を設置する学校法人の理事長

5 実務に関する証明書（別表第4で免許状を取得する場合は不要）

- ・勤務成績について過去の状況が判然としないときは、勤務記録等を参考にしてください。
- ・休職期間、産前産後休暇、育児休業期間のある者は、その期間を朱書してください。

6 教科に関する証明書（別表第4で免許状を取得する場合は不要）

- ・過去3年間（本年度分は除く）に遡って記入してください。
- ・担任は、教科名を記入してください。
幼稚園の教員の担当クラス、小学校の教員は全教科、特別支援学校の教員は各学部に読替えて記入してください。
- ・総時数は、週で計算してください。

7 身体に関する証明書

- ・病院等で証明してもらってください。
- ・半年以内に発行されたものに限りです。
- ・職場等で健康診断を受診し、当該様式に定められたものと同様以上の内容の場合は当様式に代えることができます。

8 添付書類（半年以内に発行されたものに限りです。）

① 戸籍抄本

※現職教員は、提出省略可。ただし、以下の添付書類に記載されている姓名及び本籍地が現在と異なる場合は、提出してください。

② 基礎となる免許状の写し

③ 学力に関する証明書（免許状申請に必要な単位修得証明書）

④ 最終学校の成績証明書（以下の条件の方のみ提出してください。）

※別表第3又は別表第6で一種免許状を希望する場合で、以下のいずれかの条件に該当する方

I 大学に3年以上在学し、93単位以上修得したこと

II 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得したこと

9 返信用封筒

角形2号のものに郵便番号、住所、氏名（～様）を記入し、120円切手を貼付してください（3種類以上免許状を申請する場合は、140円切手を貼付してください。）。

10 書類の提出・申請受付時期について

○提出先

〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1

山梨県教育庁義務教育課 免許助成担当

申請書類は本人の持参又は郵送により提出してください。

原則として山梨県に住んでいる方のみ、申請を受け付けます。特段の事情がある場合、事前にご相談ください（問い合わせ先：055-223-1755）。

内容について確認する必要があるため、連絡のとれる電話番号を申請書の下部余白に、必ず記入してください。

○申請受付時期

受付時期は原則、4月～12月とします。

毎年1月～3月は、各大学の一括申請対応期間のため、受付は行っていませんが、新年度から山梨県内の各学校で正規教員や期間採用教員、講師として勤務することが決まっており、免許状を有する必要がある方については、免許助成担当に事前に相談した上で提出してください。

※1 教育職員免許法に定める免許状の名称

- ・幼稚園教諭専修免許状、幼稚園教諭1種免許状、幼稚園教諭2種免許状
- ・小学校教諭専修免許状、小学校教諭1種免許状、小学校教諭2種免許状
- ・中学校教諭専修免許状、中学校教諭1種免許状、中学校教諭2種免許状
- ・高等学校教諭専修免許状、高等学校教諭1種免許状
- ・養護教諭専修免許状、養護教諭1種免許状、養護教諭2種免許状
- ・栄養教諭専修免許状、栄養教諭1種免許状、栄養教諭2種免許状
- ・特別支援学校教諭専修免許状、特別支援学校教諭1種免許状、特別支援学校教諭2種免許状

※特別支援学校教諭免許状を申請する場合は該当する領域についても記載してください。

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者

(参考)

検定による教育職員免許状申請書（特別支援学校教諭免許状に 新教育領域の追加の定めを行う場合）記入方法

山梨県教育委員会で授与された特別支援学校教諭免許状（盲・聾・養護学校教諭免許状を含む。）に単位の修得と実務経験で新教育領域の追加の定めを行う場合の記入方法です。

1 教育職員免許状授与等（検定）願

- ・手数料として、免許状1部につき5,000円分の山梨県収入証紙を貼付してください（山梨県収入証紙は、山梨中央銀行本店・支店で購入可能です。県外在住者等で山梨県収入証紙が購入できない場合は現金（現金書留による）、普通為替証書又は及び定額小為替証書を添付してください。為替の受取人欄等は記入しないでください。）。
- ・本籍地は、都道府県のみ記入してください（2、4～7も同様）。
- ・氏名は、戸籍上の氏名の字体と一致してください。
- ・特別支援学校教諭免許状の領域は、追加で定める領域を記載してください。
- ・根拠法令は、教育職員免許法第6条と記入してください。

2 履歴書（各欄に書き切れない場合は2枚目を用意し、記入してください。）

- ・学歴は、小学校の入学時から記入し、中学校、高等学校、大学等、順次記入してください。なお、単位の修得のみを目的として在学した大学の通信教育部についても記入してください。
- ・資格欄には取得した教員免許状を記入してください。
- ・職歴は、申請時点までの勤務について記入してください。また、学校以外の勤務についても記入してください。

3 宣誓書

- ・3号は、禁錮以上の刑に処せられた者。
 - ・4号は、免許状が失効し、当該失効の日から3年を経過しない者。
 - ・5号は、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者。
 - ・6号は、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。
- ※現職教員は、提出省略可。
※4号及び5号での「3年を経過」とは懲戒免職等により免許状を失効または取上げをされた人のことを指します。

4 人物に関する証明書

- ・記入は学校長が行ってください（実務、教科に関する証明書についても同様。）。
- ・所轄庁の証明者は、以下のとおりとします（実務、教科に関する証明書についても同様。）。
大学附置の国立学校又は公立学校の教員にあつてはその大学の学長
大学附置の学校以外の小・中学校・幼稚園の教員にあつてはその学校を所轄する教育委員会
県立学校の教員にあつては学校長
私立学校にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長

5 実務に関する証明書

- ・勤務成績について過去の状況が判然としないときは、勤務記録等を参考にしてください。
- ・休職期間、産前産後休暇、育児休業期間のある者は、その期間を朱書してください。

6 教科に関する証明書

- ・過去3年間（本年度分は除く）に遡って記入してください。
- ・担任は、教科名を記入してください。
幼稚園の教員の担当クラス、小学校の教員は全教科、特別支援学校の教員は各学部に読替えて記入してください。
- ・総時数は、週で計算してください。

7 身体に関する証明書

- ・病院等で証明してもらってください。
- ・半年以内に発行されたものに限りませう。
- ・職場等で健康診断を受診し、当該様式に定められたものと同等以上の内容の場合は当様式に代えることができます。

8 添付書類（①は半年以内に発行されたものに限りませう。）

① 戸籍抄本

※現職教員は、提出省略可。ただし、以下の添付書類に記載されている姓名及び本籍地が現在と異なる場合は、提出してください。

② 所有する特別支援学校教諭免許状（盲・聾・養護学校教諭免許状も含む）の原本

③ 学力に関する証明書（免許状申請に必要な単位修得証明書）

例1 山梨県教育職員免許法認定講習の単位修得証明書の原本

例2 各大学から取り寄せた学力に関する証明書の原本

9 返信用封筒

角形2号のものに郵便番号、住所、氏名（～様）を記入し、120円切手を貼付してください（3種類以上免許状を申請する場合は、140円切手を貼付してください。）。

10 書類の提出・申請受付時期について

○提出先

〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1
山梨県教育庁義務教育課 免許助成担当

申請書類は本人の持参又は郵送により提出してください。

内容について確認する場合があるため、連絡のとれる電話番号を申請書の下部余白に、必ず記入してください。

○申請受付時期

受付時期は原則、4月～12月とします。

毎年1月～3月は、各大学の一括申請対応期間のため、受付は行っていないが、新年度から山梨県内の各学校で正規教員や期間採用教員、講師として勤務することが決まっており、免許状を有する必要がある方については、免許助成担当に事前に相談した上で提出してください。

(参考)

教員資格認定試験合格による教育職員免許状申請書記入方法

1 教育職員免許状授与等（検定）願

- ・手数料として、免許状1部につき3,300円分の山梨県収入証紙を貼付してください（山梨県収入証紙は、山梨中央銀行本店・支店で購入可能です。）。
- ・本籍地は、都道府県のみ記入してください（2、4も同様）。
- ・氏名は、戸籍上の氏名の字体と一致させてください。
- ・免許状の種類は、教育職員免許法に定める名称及び中学校・特別支援学校自立活動の免許種を申請する場合は教科又は領域を記入してください（※1）。

2 履歴書（各欄に書き切れない場合は2枚目を用意し、記入してください。）

- ・学歴は、小学校の入学時から記入し、中学校、高等学校、大学等、順次記入してください。なお、単位の修得のみを目的として在学した大学の通信教育部についても記入してください。
- ・資格欄には取得した教員免許状及び申請にあたり取得していることが必要な免許状（保健師免許状、栄養士免許状等）を記入してください。
- ・職歴は、申請時点までの勤務について記入してください。また、学校以外の勤務についても記入してください。

3 宣誓書

- ・3号は、禁錮以上の刑に処せられた者。
- ・4号は、免許状が失効し、当該失効の日から3年を経過しない者。
- ・5号は、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者。
- ・6号は、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。

※現職教員は、提出省略可。

※4号及び5号での「3年を経過」とは懲戒免職等により免許状を失効または取上げをされた人のことを指します。

4 身体に関する証明書

- ・病院等で証明してもらってください。
- ・半年以内に発行されたものに限りです。
- ・職場等で健康診断を受診し、当該様式に定められたものと同様以上の内容の場合は当様式に代えることができます。

5 添付書類（①～③については、半年以内の日付のものに限ります。）

① 戸籍抄本

※現職教員は、提出省略できます。ただし、以下の添付書類に記載されている姓名及び本籍地が現在と異なる場合は、提出してください。

② 教員資格認定試験の合格証明書の原本又は合格証書の写し

③ 普通免許状又は特別免許状を取得している時は、その写し若しくは授与証明書の原本。

6 返信用封筒

角形2号のものに郵便番号、住所、氏名（～様）を記入し、120円切手を貼付してください（3種類以上免許状を申請する場合は、140円切手を貼付してください。）。

7 書類の提出・申請受付時期について

○提出先

〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1
山梨県教育庁義務教育課 免許助成担当

申請書類は本人の持参又は郵送により提出してください。

原則として山梨県に住んでいる方のみ、申請を受け付けます。特段の事情がある場合、事前に相談してください（問い合わせ先：055-223-1755）。

内容について確認する必要があるため、連絡のとれる電話番号を申請書の下部余白に、必ず記入してください。

○申請受付時期

受付時期は原則、4月～12月とします。

毎年1月～3月は、各大学の一括申請対応期間のため、受付は行っていませんが、新年度から山梨県内の各学校で正規教員や期間採用教員、講師として勤務することが決まっており、免許状を有する必要がある方については、免許助成担当に事前に相談した上で提出してください。

※1 教育職員免許法に定める免許状の名称

- ・幼稚園教諭2種免許状
- ・小学校教諭2種免許状
- ・特別支援学校自立活動教諭1種免許状

※特別支援学校自立活動教諭免許状を申請する場合は該当する領域についても記載してください。

自立活動（聴覚障害教育・肢体不自由教育・視覚障害教育・言語障害教育）

(参考)

助教諭臨時免許状申請書記入方法

1 教育職員免許状授与等（検定）願

- ・手数料として、免許状1部につき3,400円分の山梨県収入証紙を貼付してください（山梨県収入証紙は、山梨中央銀行本店・支店で購入可能です。）。
- ・本籍地は、都道府県のみ記入してください（2～5も同様）。
- ・氏名は、戸籍上の氏名の字体と一致させてください。
- ・免許状の種類は、教育職員免許法に定める名称及び中学校・高等学校・特別支援学校の免許種を申請する場合は教科又は領域を記入してください（※1）。
- ・根拠法令は、教育職員免許法第5条と記入してください。

2 履歴書（各欄に書き切れない場合は2枚目を用意し、記入してください。）

- ・学歴は、小学校の入学時から記入し、中学校、高等学校、大学等、順次記入してください。なお、単位の修得のみを目的として在学した大学の通信教育部についても記入してください。
- ・資格欄には取得した教員免許状及び申請にあたり取得していることが必要な免許状（保健師免許状、栄養士免許状等）を記入してください。
- ・職歴は、申請時点までの勤務について記入してください。すること。また、学校以外の勤務についても記入してください。

3 宣誓書

- ・3号は、禁錮以上の刑に処せられた者。
- ・4号は、免許状が失効し、当該失効の日から3年を経過しない者。
- ・5号は、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者。
- ・6号は、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。

※現職教員は、提出省略可。

※4号及び5号での「3年を経過」とは懲戒免職等により免許状を失効または取上げをされた人のことを指します。

4 人物に関する証明書

- ・記入は学校長が行ってください（実務に関する証明書についても同様）。
- ・所轄庁の証明者は、以下のとおりとします。（実務に関する証明書についても同様）。
大学附置の国立学校又は公立学校の教員にあつてはその大学の学長
大学附置の学校以外の小・中学校・幼稚園の教員にあつてはその学校を所轄する教育委員会
県立学校の教員にあつては学校長
私立学校にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長

5 実務に関する証明書（2回目以降の発行の場合のみ、新規申請の場合は不要）

- ・勤務成績について過去の状況が判然としないときは、勤務記録等を参考にしてください。
- ・休職期間、産前産後休暇、育児休業期間のある者は、その期間を朱書してください。

6 身体に関する証明書

- ・病院等で証明してもらってください。
- ・半年以内に発行されたものに限りです。
- ・職場等で健康診断を受診し、当該様式に定められたものと同様以上の内容の場合は当様式に代えることができます。

7 免許状を有する者を採用できない旨の理由書

- ・様式の指定はありません。
- ・学校長が記入し、署名、押印してください。
- ・下記の3点について記入してください。
 - ①免許状を有する者を採用できない理由
 - ②申請者の教員適正
 - ③申請者の申請教科に対する専門性

8 添付書類（半年以内に発行されたものに限ります。）

- ① 戸籍抄本
- ② 最終学歴の卒業証明書
- ③ 最終学校の成績証明書

9 返信用封筒

角形2号のものに郵便番号、住所、氏名（～様）を記入し、120円切手を貼付してください。

10 書類の提出・申請受付時期について

○提出先

〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1
山梨県教育庁義務教育課 免許助成担当

- ※1 小学校の場合 → 小学校助教諭臨時免許状
中学校の場合 → 中学校助教諭臨時免許状
高校の場合 → 高等学校助教諭臨時免許状
特別支援学校の場合 → 特別支援学校助教諭臨時免許状
養護教諭の場合 → 養護助教諭臨時免許状

(参考)

教育職員免許状書換願記入方法

山梨県教育委員会で授与された教育職員免許状のみ申請できます。

また、新免許状所持者で期限が切れて失効している方又は旧免許状所持者で、修了確認期限時点に現職教員だった方（修了確認期限と教員（市町村雇用等も含む）として退職日（定年退職や非常勤等の任期満了日）が同日）が、申請期限までに更新せず期限が切れている場合は失効となるため、書換が出来ません。新免許状所持者は再授与、旧免許状所持者は免許状を返納した後に再授与の申請を行ってください。

1 教育職員免許状書換願

- ・免許状ごとに書換願に必要な事項を記入してください。
- ・手数料として、免許状1部につき870円分の山梨県収入証紙を貼付してください

（山梨県収入証紙は、山梨中央銀行本店・支店で購入可能です。県外在住者等で山梨県収入証紙が購入できない場合は現金（現金書留による）、普通為替証書又は及び定額小為替証書を添付してください。為替の受取人欄等は記入しないでください。）。

2 書き換えようとする免許状の原本

3 戸籍抄本（半年以内の日付のものに限ります。）

- ・複数の免許状を書き換える場合であっても、1通で構いません。

4 返信用封筒

角形2号のものに郵便番号、住所、氏名（～様）を記入し、120円切手を貼付してください（3種類以上免許状を申請する場合は、140円切手を貼付。）。

5 書類の提出・申請受付時期について

○提出先

〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1

山梨県教育庁義務教育課 免許助成担当

申請書類は本人の持参又は郵送により提出してください。

内容について確認する必要があるため、連絡のとれる電話番号を申請書の下部余白に、必ず記入してください。

(参考)

教育職員免許状再交付願記入方法

山梨県教育委員会で授与された教育職員免許状のみ申請できます。

本人の責任で紛失している場合は、再交付できません。

また、新免許状所持者で期限が切れて失効している方又は旧免許状所持者で、修了確認期限時点に現職教員だった方（修了確認期限と教員（市町村雇用等も含む）として退職日（定年退職や非常勤等の任期満了日）が同日）が、申請期限までに更新せず期限が切れている場合は失効となるため、再交付が出来ません。新免許状所持者は再授与、旧免許状所持者は免許状を返納した後に再授与の申請を行ってください。

1 教育職員免許状再交付願

- ・免許状ごとに再交付願に必要な事項を記入してください。
- ・手数料として、免許状1部につき1,100円分の山梨県収入証紙を貼付してください（山梨県収入証紙は、山梨中央銀行本店・支店で購入可能です。県外在住者等で山梨県収入証紙が購入できない場合は現金（現金書留による）、普通為替証書又は及び定額小為替証書を添付してください。為替の受取人欄等は記入しないでください。）。

2 添付書類

- ・破損の場合にはその免許状
- ・紛失（盗難）又は焼失の場合
 - 本人の理由書
様式は任意です。紛失（盗難）・焼失の原因、当時の状況等が分かるよう詳細に記入してください（要 本人署名押印）。
 - 相当官公署の長の証明等
紛失（盗難）の場合は警察の遺失（盗難）届出証明書
焼失の場合は消防署長の証明

3 返信用封筒

角形2号のものに郵便番号、住所、氏名（～様）を記入し、120円切手を貼付してください（3種類以上免許状を申請する場合は、140円切手を貼付。）。

4 書類の提出・申請受付時期について

○提出先

〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1

山梨県教育庁義務教育課 免許助成担当

申請書類は本人の持参又は郵送により提出してください。

内容について確認する必要があるため、連絡のとれる電話番号を申請書の下部余白に、必ず記入してください。

(参考)

教育職員免許状授与証明願記入方法

山梨県で授与された教育職員免許状の授与証明願のみ申請できます。

1 教育職員免許状授与証明願

- ・手数料として、免許状1部につき400円分の山梨県収入証紙を貼付してください

(山梨県収入証紙は、山梨中央銀行本店・支店で購入可能です。県外在住者等で山梨県収入証紙が購入できない場合は現金(現金書留による)、普通為替証書又は及び定額小為替証書を添付してください。為替の受取人欄等は記入しないでください。)

- ・本籍地は免許状に記載されている都道府県名を記載してください。

※免許状授与後に本籍地が変更となっている場合は、変更後の本籍地と免許状授与時の本籍地(いずれも都道府県名のみで可)を併記してください。

(例) 免許状授与時の本籍時は山梨県であったが、婚姻等により東京都へ変更した場合など

- ・氏名は免許状に記載してある氏名と現在の氏名を併記してください。
- ・氏名の末尾へ捺印(現氏名と旧氏名を併記した場合は現氏名の印で可)。
- ・免許状の種類は記載してあるとおりに記載してください(例 小学校教諭1種免許状)。
- ・授与年月日、番号、は免許状を参考にしてください(例 平〇〇小1第〇〇号)。

免許状が手元になく不明の場合は空欄で構いません。

2 免許状の写し(手元にある場合のみ)

3 在籍証明書

旧免許状所持者で、修了確認期限時点で現職教員だった方(修了確認期限と教員(市町村雇用等も含む)として退職日(定年退職や非常勤等の任期満了日)が同日)が、申請期限までに更新せず期限が切れている場合のみ必要です。

4 返信用封筒

長形3号のものに郵便番号、住所、氏名(～様)を記入し、84円切手を貼付してください(3種類以上免許状を申請する場合は、94円切手を貼付。)

5 書類の提出・申請受付時期について

○提出先

〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1

山梨県教育庁義務教育課 免許助成担当

申請書類は本人の持参又は郵送により提出してください。

内容について確認する場合があるため、連絡のとれる電話番号を申請書の下部余白に、必ず記入してください。

(参考)

教員免許制度と更新制の廃止後の免許状の扱いについて

1 教員免許更新制

(1) 教員免許更新制（以下、「更新制」という。）のポイント

教員免許更新制は、教員免許状に一定の有効期間を付し、教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることによって、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的として、平成 21 年 4 月から導入されました。

2 年間で 30 時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者（都道府県教育委員会）に対して申請を行うことで、教員免許状を更新することができます。

(2) 教員免許状の有効期間について

教員免許更新制導入後、教員免許状は、2 種類に分けられます。

・新免許状所持者：制度導入後(平成 21 年 4 月 1 日以降)に初めて免許状の授与を受けた者

新免許状は教員免許状自体に有効期間が定められ、教員免許状に「有効期間の満了の日」が記載されています。新免許状を複数所持する場合は最も遅い有効期間の満了の日に自動的に統一されます。したがって、所持する免許状の最も遅い日とその者の有効期間になります。

・旧免許状所持者：制度導入前(平成 21 年 3 月 31 日以前)に初めて免許状の授与を受けた者

旧免許状保有者が制度導入後に新たに他の免許状の授与を受けた場合、新たに授与されたものも含め、「旧免許状」として取り扱われるため、同一の者が新・旧免許状を両方保有することはありません。

旧免許状には、教員免許状以外に有効期間は定められていませんが、制度導入後に、原則として生年月日によって期限が定められました（これを「修了確認期限」と呼びます）。例外として、栄養教諭免許状を所持する場合、生年月日ではなく、当該免許状の授与年月日によって修了確認期限が定められました。また、旧免許状所持者は新たに免許状を取得しても期限が自動で統一されることはありません（延期申請をする必要がありました）。

旧免許状所持者（栄養教諭免許状所持者を除く）の最初の修了確認期限

	受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習受講期間及び更新講習修了確認申請期間	左記の期間にて更新した者の次回の修了確認期限
1	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日	令和3年3月31日
2	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	令和4年3月31日
3	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	令和5年3月31日
4	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	令和6年3月31日
5	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	令和7年3月31日
6	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	令和8年3月31日
7	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	令和9年3月31日
8	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	令和10年3月31日
9	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	令和11年3月31日
10	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	令和2年3月31日	平成30年2月1日～令和2年1月31日	令和12年3月31日

※上記の表において、昭和59年4月2日以降に生まれた方については、栄養教諭免許状を持っていない限り 第10グループに該当いたします。

旧免許状所持者（栄養教諭免許状所持者）の最初の修了確認期限

	免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新講習受講期間及び更新講習修了確認申請期間
1	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
2	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
3	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
4	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日

2 教員免許更新制の廃止

教員免許更新制は、平成 21 年 4 月 1 日より導入され、教員免許状に一定の有効期間が付し、有効性を維持するためには所定の手続（更新講習の受講と免許管理者への更新等申請）が必要でしたが、本制度は令和 4 年 7 月 1 日付けで廃止されました。

(1) 免許状の取り扱いについて

廃止に伴い、令和 4 年 7 月 1 日以降は、次のようになりました。

① 授与年月日が令和 4 年 7 月 1 日以後の教員免許状（普通免許状及び特別免許状をいう。以下同じ。）は、生涯有効（有効期間の定めなし）となります。

② 授与年月日が令和 4 年 6 月 30 日以前の教員免許状の有効性は、次表のとおりとなります。

教員免許状（授与年月日が令和 4 年 6 月 30 日以前）の区分	教員免許状の有効性 （令和 4 年 7 月 1 日以降）
<ul style="list-style-type: none"> 有効期間の満了の日（又は修了確認期限）が令和 4 年 7 月 1 日以降のもの（※1） 旧免許状所持者で休眠状態（※2）のもの 	特に手続を行わなくても生涯有効（有効期間の定めなし）になります。
<ul style="list-style-type: none"> 有効期間の満了の日が令和 4 年 6 月 30 日以前のもの（※1） 旧免許状所持者で、修了確認期限時点で更新講習受講義務者（現職教員）だった方が、申請期限までに更新せず、期限が切れた場合（※3） 	失効（※4）

※1 新免許状の場合は『すべての教員免許状の中で最も遅い有効期間の満了の日』又は『更新等の証明書に記載された有効期間の満了の日』を確認してください。

旧免許状の場合は『最初に設定された修了確認期限』又は『更新等の証明書に記載された修了確認期限』を確認してください。

※2 旧免許状を所持し、修了確認期限時点で更新講習受講義務者（現職教員）でなかった方が、申請期限までに更新しなかった場合、その方の所持する教員免許状は休眠状態（失効はしていないが、更新制のある間は教員として勤務できない状態）となっていました。

※3 期限が切れた際に働いていた都道府県教育委員会に免許状を返納する必要があります。

※4 教員免許状は失効しているため、教員として勤務するには教員免許状の再授与申請が必要です。

(2) 自分が所持する教員免許状の有効性が分からない場合

自身が所持する免許状の有効性が分からない場合は以下の手順で確認できます。

① 自分が所持する免許状が新免許状か旧免許状かを確認

免許状に有効期間の満了の日が記載されているかを確認してください。

記載されていれば「新免許状」、記載されていなければ「旧免許状」となります。

② 所持する免許状の期限を確認

・新免許状の場合は『すべての教員免許状の中で最も遅い有効期間の満了の日』又は『更新等の証明書に記載された有効期間の満了の日』となります。

・旧免許状の場合は『最初に設定された修了確認期限』又は『更新等の証明書に記載された修了確認期限』となります。

③ 有効性の確認

(1) 免許状の取り扱いについての表に当てはめて、有効性を確認してください。

※旧免許状所持者で休眠状態か失効か判断できない場合の判別方法

修了確認期限と教員(市町村雇用等も含む)として退職日(定年退職や非常勤等の任期満了日)が同日か

- ・同日でない場合(修了確認期限より前に退職または勤務経験なし)→休眠状態
- ・同日の場合→失効

例) 修了確認期限が令和4年3月31日

非常勤講師等の任期満了の日が令和4年3月31日

(3) 再授与等の手続きについて

更新制により失効となった免許状は再授与の申請を行うことで生涯有効(有効期間の定めなし)の免許状として授与されます。また、再授与の申請をする場合は申請書類の一部を省略できる場合があります。

ただし、申請書類の一部省略は元々授与された都道府県教育委員会に再授与申請する場合のみとなっており、その中でも過去に取得した免許状の根拠規定によっては省略できない場合があります。

3 制度の内容や再授与の手続きについて

制度の内容や再授与の手続きに関しては義務教育課免許助成担当のホームページに掲載しています。ご不明な点がございましたら、免許助成担当(055-223-1755)までご連絡ください。

教員免許制度については、次のホームページでご案内しています。

〔ページの開き方〕

検索エンジン(Google等)で「山梨県 教員免許 再授与申請」で検索

「教員免許更新制の発展的解消に伴う免許状の取扱いについて」

「更新制により失効となった教育職員免許状の再授与の申請」